

令和8年7月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和8年7月13日（月） 午後1時00分～午後1時35分
2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室2-4
3. 出席者 教育長及び委員
教育長 廣部 昌弘
委 員 渡部 佳子
委 員 豊田 雅之
委 員 中島 緑
委 員 中村 和人
- 職 員
- | | |
|---------------|-------|
| 教育部長 | 安田 貴之 |
| 教育部次長兼教育総務課長 | 亀田 聡史 |
| 教育部次長兼文化課長 | 水越 学 |
| 教育部部参事兼学校教育課長 | 上田 真里 |
| 学校給食課長 | 佐川 純子 |
| 生涯学習課長 | 山下 理 |
| まなび支援センター所長 | 難波 秀和 |
| 学校給食センター所長 | 石井 紀幸 |
| 図書館長 | 北村 晴美 |
| 郷土博物館金のすず館長 | 松本 明子 |
| （会議事務局） | |
| 教育総務課管理係長 | 石井 靖宏 |
| 教育総務課副主幹 | 伊藤 浩之 |
4. 傍聴人数 0名（非公開案件2件）
5. 付議した事件
議案第11号 令和9年度に使用する教科用図書の採択について
6. 報告事項
報告第14号 臨時代理の報告について
報告第15号 臨時代理の報告について
7. その他 図書館協議会の結果について
令和8年6月市議会定例会の一般質問における答弁要旨について
令和7年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の
点検・評価（案）について

8. 議 事 大 要

○廣部教育長

定刻となりましたので、令和8年7月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名人には、中村委員にお願いいたします。また、前回6月定例会の会議録につきましては、渡部委員と私とで、それぞれ確認、署名いたしました。

○廣部教育長

はじめに、本日の会議の開催にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定による会議の公開の可否につきまして、委員の意見を求めます。

本日、提案が予定されております議案第11号「令和9年度に使用する教科用図書の採択について」並びにその他案件の「令和7年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価（案）について」は、木更津市教育委員会会議規則第12条第2号の「期日を指定して公表し、又は報道するもの」に該当いたしますので、非公開といたしたいが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

○廣部教育長

それでは、議案第11号「令和9年度に使用する教科用図書の採択について」並びにその他案件の「令和7年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価（案）について」につきましては、非公開に決定いたします。

○廣部教育長

次に、付議する事件でございますが、議案第11号「令和9年度に使用する教科用図書の採択について」は、非公開案件でございます。

（傍聴人なし）

○廣部教育長

それでは、議案第11号「令和9年度に使用する教科用図書の採択について」事務局から説明をお願いします。

<事務局説明・質疑>

○廣部教育長

採決に移ります。議案第11号「令和9年度に使用する教科用図書の採択について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○廣部教育長

賛成全員で、原案どおり決定いたしました。本日、付議いたしました事件の審議は、以上といたします。

非公開案件が終了いたしました。

○廣部教育長

続いて、報告事項でございますが、はじめに、報告第14号「臨時代理の報告について」、事務局から説明をお願いします。

○亀田教育部次長

報告第14号「臨時代理の報告について」、ご説明申し上げます。議案資料7ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、教育長の臨時代理により、処理した案件に関するものでございます。

欠員の生じている木更津市青少年問題協議会委員について、地方青少年問題協議会法第1条並びに木更津市青少年問題協議会設置条例第3条及び第4条の規定により、新たに委員を委嘱することについて、委員選定に時間を要し、委嘱の事務手続きを勘案すると、教育委員会会議を招集する暇がございませんでした。そのため、8ページのとおりに、令和8年7月1日付けで、教育長の臨時代理で処理いたしましたので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

9ページをご覧ください。新たに委嘱した委員は3名で、任期は令和8年7月1日から令和10年5月31日まででございます。なお、各委員の氏名等につきましては、10ページのとおりでございます。説明は、以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますか。

<委員の質問・意見なし>

○廣部教育長

他にご意見等がないようですので、次に、報告第15号「臨時代理の報告について」、事務局から説明をお願いします。

○亀田教育部次長

報告第15号「臨時代理の報告について」、ご説明申し上げます。議案資料11ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、教育長の臨時代理により、処理した案件に関するものでございます。

欠員の生じている木更津市社会教育委員について、社会教育法第15条第2項並びに木更津市社会教育委員に関する条例第3条及び第4条の規定により、新たに委員を委嘱することについて、委員選定に時間を要し、委嘱の事務手続きを勘案すると、教育委員会会議を招集する暇がございませんでした。そのため、12ページのとおりに、令和8年7月1日付けで、教育長の臨時代理で処理いたしましたので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

13ページをご覧ください。新たに委嘱した委員は2名で、任期は令和8年7月1日から令和9年3月31日まででございます。なお、各委員の氏名等につきましては、14ページのとおりでございます。説明は、以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますか。

<委員の質問・意見なし>

○廣部教育長

ご意見等がないようですので、報告事項につきましては、以上といたします。
続きまして、その他でございますが、はじめに、「図書館協議会の結果について」事務局から説明をお願いします。

○北村図書館長

「吾妻公園文化芸術施設の管理運営に係る基本的な考え方（案）」について、図書館協議会における協議結果をご報告いたします。別添資料は、諮問書、答申書、諮問・答申の経緯、会議録の4点で構成しております。まず、1ページの諮問書をご覧ください。本件につきましては、令和8年3月26日に開催された図書館協議会において、吾妻公園文化芸術施設における図書館運営のあり方について様々な意見が出されたことを受け、図書館法第14条に基づき、5月1日に図書館長から図書館協議会へ諮問を行ったものです。諮問事項は、図書館の専門性の位置付け、司書をはじめとする専門人材の継続的な配置と人材育成、そして将来の管理運営を見据えた本質的課題への対応の3点です。

続きまして、2ページから5ページの答申書をご覧ください。図書館協議会では、複数回の書面協議と6月3日の協議会での協議を重ね、委員の皆さまの合意のもと、6月13日に答申が提出されました。答申では、図書館は単なる貸出施設ではなく、レファレンスサービスや郷土資料の保存・活用などを通じて、市民の学びや課題解決を支える社会教育施設であり、その専門性を制度設計や運営体制の中で明確に位置付けるべきであるとされました。また、図書館サービスの質を維持するためには、司書をはじめとする専門人材の継続的な配置や人材育成、知識・技術の継承が重要であること、さらに長年培われてきたボランティアとの協働関係についても、木更津市の貴重な財産として将来にわたり継承していく必要があるとの意見が示されました。加えて、採算性や稼働率のみを重視するのではなく、図書館の公共性や継続性を確保するとともに、郷土資料や障害者サービスの維持、教育委員会による継続的な点検・評価の仕組みを整えることなどが求められております。

6ページには諮問から答申に至るまでの経過を掲載しております。委員の皆様が複数回にわたり協議を重ね、ご意見を反映しながら答申内容を整理していった経緯をまとめたものです。なお、この資料は、6月3日の図書館協議会の配付資料ですので、6月13日の答申書の提出についての記載はございませんのでご了承ください。

7ページ以降は会議録の抜粋となっております。6月3日の図書館協議会では、答申案の最終確認にあたり様々な意見が出されました。主なものとしては、図書館司書の専門性や継続的な配置の重要性、ボランティア活動が木更津市の図書館運営を支える大切な財産であること、図書館は単なる本の貸出施設ではなく地域の文化や学びを支える施設であることを、より丁寧に伝えるべきとの意見がありました。

これらの意見を踏まえ、委員の皆様において、答申案の表現等について確認・修正が行われ、最終的な答申として取りまとめられました。なお、本資料につきましては7月17日に開催される社会教育委員会議にも提出する予定でございます。社会教育委員会議でのご意見等につきましては、次回8月の教育委員会会議において、生涯学習課から報告される予定でございますので、その際にあらためて教育委員の皆様のご意見をいただければ幸いです。以上、図書館からご報告いたします。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますか。

○渡部委員

吾妻の文化芸術施設の運営方法については、図書館協議会で触れていないのかを伺います。

○北村図書館長

吾妻の文化芸術施設の運営自体に関することは、図書館協議会へ諮問しておりません。諮問の内容は、図書館の専門性の位置付け、司書をはじめとする専門人材の継続的な配置と人材育成、将来の管理運営を見据えた本質的課題でございます。

○渡部委員

以前に図書館司書が他市より少ないと伺ったが、具体的な人数を教えてください。

○北村図書館長

本館の蔵書数が本市と同程度の袖ヶ浦市、蔵書数が本市より多い君津市と比較すると本市の司書は少ない状況でございます。

○渡部委員

図書館の充実を望んでおりますが、学校図書館との連携が重要だと考えております。

○北村図書館長

引き続き、学校との連携を図ってまいります。

○廣部教育長

他にご意見等がないようですので、この案件につきましては、以上といたします。

次に、「令和8年6月市議会定例会の一般質問における答弁要旨について」事務局から説明をお願いします。

○亀田教育部次長

「令和8年6月市議会定例会の一般質問における答弁要旨について」ご説明申し上げます。資料は、別冊「令和8年6月市議会定例会の一般質問における答弁要旨」でございます。

1ページ、2ページをご覧ください。6月市議会定例会におきましては、6月3日から8日まで一般質問が行われ、教育委員会所管事項に関しましては、質問要旨（抜粋）にございますとおり、8名の議員から質問がございました。これに対する答弁要旨が3ページ以降でございます。質問・答弁要旨の詳細につきましては、後ほど資料をご確認いただきたく存じます。説明は、以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますか。

<委員の質問・意見なし>

○廣部教育長

ご質問、ご意見がないようですので、この案件につきましては、以上といたします。

次に、「令和7年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価（案）について」でございますが、当該案件は非公開案件でございます。

（傍聴人なし）

○廣部教育長

それでは、「令和7年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価（素案）について」、事務局から説明をお願いします。

<事務局の説明・質疑>

○廣部教育長

非公開案件が終了いたしました。

（傍聴人なし）

○廣部教育長

その他、委員の皆様から総体的にご意見等ございますか。

<委員の意見等なし>

○廣部教育長

ご意見等ないようですので、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議について、連絡をお願いします。

○事務局

次回、8月定例教育委員会会議につきましては、令和8年8月17日（月）午後1時から市役所朝日庁舎会議室2－4で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○廣部教育長

以上をもちまして、令和8年7月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長
委 員